

◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

(平成二九年六月一六日法律第六二号)

一、提案理由 (平成二九年五月九日・衆議院環境委員会)

○山本 (公) 国務大臣 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、有害廃棄物等の越境移動について、平成四年のバーゼル条約発効を受け、同年に国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律を制定し、不適正な輸出入を防止するための手続を整備するなど、その管理の基本的枠組みを整備しました。

法制定から約二十五年が経過し、近年、循環資源の国際的な取引が増大しております。これに伴い、輸出では、鉛などの有害物質を含む電気電子機器などのスクラップ、いわゆる雑品スクラップの不適正な輸出や輸出先国から我が国への返送を求める通報が増加しているほか、輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理事案が発生しています。また、輸入では、循環資源の国際的な獲得競争が激化する中、競争上不利な事業環境を解消することが重要な課題となっています。

本法律案は、これらの課題に対応するための制度的な措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を説明申し上げます。

第一に、雑品スクラップや輸出先国において条約上の有害廃棄物とされているものが法の手続を経ずに輸出されることを防止し、また、廃電子基板などの国際的なリサイクルを推進するため、法の規制対象となる特定有害廃棄物等の範囲を見直します。

第二に、輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理を防止するため、輸出先国における環境汚染防止措置について、環境大臣による確認事項を法的に明確化します。

第三に、我が国の先進的な技術を有効活用し、特に非鉄金属を含む循環資源のリサイクルを着実に進めるため、再生利用等を目的として輸入を行う事業者等の認定制度を創設し、認定の範囲内で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、輸入承認の手続を免除します。

…………… (略) ……………

以上が、二法案及び国会承認を求めるの件の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告（平成二九年五月二三日）

○平将明君 ただいま議題となりました三案件につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、特定有害廃棄物等の国際的な取引等をめぐる状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出入等に係る規制をその実態に即したものとするため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、輸出先国における環境汚染防止措置についての環境大臣による確認事項の明確化、特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設による輸入承認手続の免除などの措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

以上の各案件は、去る五月二日本委員会に付託され、九日山本環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、十二日から質疑に入り、十九日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるのは、賛成多数をもって承認すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院環境委員長報告（平成二九年六月九日）

○森まさこ君 ただいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、特定有害廃棄物等の輸出入等に係る規制をその実態に即したものとするため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、再生利用等目的輸入事業者等の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入に係る手続の簡素化等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三案件を一括して議題とし、電子マニフェストの導入促進に向けた中小事業者への支援策、雑品スクラップのヤード規制及び不適正輸出防止に向けた対策、福島環境再生事務所の格上げの意義及びガバナンスの強化の必要性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の武田委員より承認案件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、三案件を順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、承認案件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。